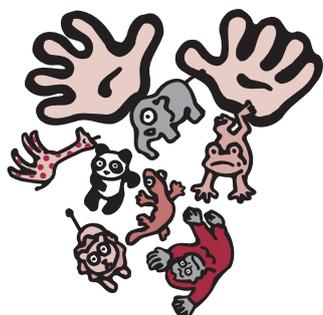


在来種を保護し地域の活性化につなげる



近年、在来種(※)の生息が脅かされ、絶滅の危機にひんしている種も多く見られます。この原因として「①人間の活動による生態系の破壊や乱獲、開発による生物種やその生息地の絶滅、減少」「②外来種の侵入による、既存生態系の破壊」「③里山などが人手により手入れされなくなったことによる、自然環境の変質」「④地球温暖化の影響」が考えられます。今回は、①、②について紹介します。

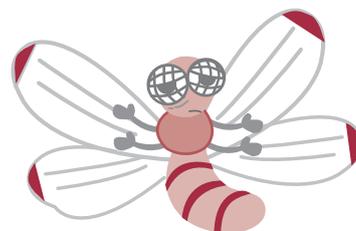
※在来種…ある地域に従来生息・生育している固有の動植物種をいう。外来種、外来生物、帰化植物に対して用いられ、一般的に、自然の回復には気候風土に合っているこれらの種類を用いるのが良いとされている(引用:「環境省 環境アセスメント用語集」)

◆激減するアキアカネ

①の例に該当するのがアキアカネです。日本固有種、いわゆる在来種で、日本各地に広く分布しています。皆さんもよく知る「赤とんぼ」です。

アキアカネは梅雨ごろに水田などで羽化し、その後すぐに高地へ移動します。盛んにえさを食べて体重を増やし、十分に成熟すると体が赤く変化します。そして秋になると再び平地へ降りてきて繁殖活動を行うのです。暑さに弱いアキアカネは、秋までの長く暑い夏は高地で過ごし、卵を産む場所として水田をよく利用しています。水田は途中で干上がる危険性の低い、安定な水場であるためです。その結果、アキアカネは数の多いとんぼになりました。

しかし今、赤とんぼが飛び交う光景が各地から消えつつあります。個体数の調査で、2000年ごろから急激に減少し始めたことが分かりました。その原因は、1990年代後半から普及し始めた、稲の育苗箱に用いられる殺虫剤によるものだと考えられています。



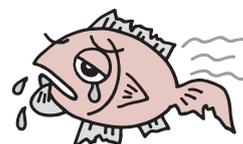
◆霞ヶ浦の在来種がピンチ！

①、②の混合した例として、霞ヶ浦のタナゴ類が挙げられます。

生態系の分布として、霞ヶ浦は淡水魚、汽水魚、海魚と多彩であり、その種類もほかの湖沼と比べ、極めて多いものでした。しかし、近年、水質汚染や外来種が侵入したことにより漁獲は著しく減っており、姿を消す種も出てくるのではないかと懸念されています。また、海との交流の産物だった魚も以前のように獲れなくなっています。

霞ヶ浦の淡水魚の代名詞でもある在来種タナゴ類は、卵を二枚貝に産みます。その二枚貝類の減少などにより、タナゴ、アカヒレタビラ、ヤリタナゴはいずれも減少が著しく、かつて多産したゼニタナゴは、ついに本水系では絶滅したものと考えられています。在来種タナゴ類は、タイリクバラタナゴ、オオタナゴといった外来種、特に2000年ごろに侵入したオオタナゴの大量繁殖により、ほぼ駆逐されてしまいました。侵入経路は「観賞用として輸入されたものが湖に放流」「輸入した淡水真珠養殖用の二枚貝にオオタナゴの卵や小魚が含まれた可能性」の2説があるようです。また、観賞魚業者や釣り人によるオオタナゴの持ち出しが後を絶たず、流域外への生息拡大も懸念されています。

外来種による影響はさまざまで「在来種の捕食」「近縁な在来種との交雑」「寄生生物の持ち込み」などにより本来の生態系へ影響をもたらします。また、生態系の変化により「農林水産業被害」「人間への健康被害」を新たに引き起こす場合もあります。



◆外来種はどんなところから持ち込まれるのか

外来種とは、人間活動によって、もともといなかった地域に持ち込まれた生物のことです。下表は、外来種がどんなところから入ってくるかを示しています。外来種が入ってくる経路はさまざまですが、いずれも私たちの活動と密接に関係しています。環境省では、侵略性が高く日本の生態系などへの被害を及ぼす恐れがある外来種429種をリスト化し、定着状況や侵入経路、対策の方向性などを示した「生態系被害防止外来種リスト」を作成しています。 「環境省 生態系被害防止外来種リスト」 <https://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list.html>

▼外来種の導入経路

意 図 的 導 入	脱走など ペットの脱走…アライグマ、ミシシippアカミミガメなど エサ用に輸入したものが脱走…アメリカザリガニなど 動物園から脱走…タイワンザル、キョンなど 食用生物の脱走…スッポン、ウシガエルなど
	放流 釣り目的での放流…ブラックバス、ブルーギルなど
	害虫・害獣の天敵として導入 サトウキビ畑の害虫駆除のために導入…オオヒキガエル ハブの天敵として導入…マングース ボウフラ対策として導入…カダヤシ
非 意 図 的 導 入	輸送に伴 建築資材や土砂などの輸送に伴 …アルゼンチンアリ、セアカゴケグモ、ヤモリ類など 軍事物質の輸送に伴…ミナミオオガシラ、アカカミアリなど
	運搬に伴 水産業対象魚の種苗放流に混入する魚類 …タイリクバラタナゴ、ビワヒガイなど 農産物や牧草に混入する害虫や雑草、園芸植物に伴する害虫など …ヤンバルトサカヤスデ、ヤモリ類など

意図的導入……外来種を、人為によって、自然分布域外に意図的に移動すること

非意図的導入…外来種を、自然分布域外へ移動させることのうち、意図的でないものすべて

駆除活動を考えよう

「駆除する」ということは「命を奪う」ということです。

駆除している生物は、生態系などにどんな悪影響があつて、駆除できればどう変わるのかを知ることが大切です。「外来種だから駆除していい」という安易な考え方ではなく、外来種を駆除する「理由」を考えてみませんか。

◆在来種や生態系は、地域住民の生活・文化を守る



外来種に関する日本の法律では、海外から持ち込まれる生物の中で、日本の生態系などに被害を及ぼす恐れのあるものを特性外来生物と指定して取扱いを規制しています。特定外来生物は、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・譲渡などが原則禁止となっています。野外へ放つ、植えるおよび撒くことも原則禁止されます。違反すると、内容により非常に重い罰則が課されます。侵略的な外来生物による被害を予防するためには「入れない」「捨てない」「広げない」の三原則を守ることが大切です。

在来種からなる生態系を保全することは、わたしたちのくらしや文化にとって大切です。生態系は、食物連鎖の関係を通し長い時間をかけてできたそれぞれの地域特有のものです。わたしたちはそうした生態系からさまざまな恩恵を受けてきました。また、生態系は生き物と人とのかわりを教えてくれます。今、そのバランスが外来種の影響を含めさまざまな原因で崩れつつあります。生態系が保全された里山のたたずまいは日本人の原風景であり、わたしたちはそうした文化を残し、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

執筆：環境省 環境カウンセラー 勝井明憲